

## 令和3年度 事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金

申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けます。  
 (受付期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

この補助金は、次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要した費用の一部を補助することにより、環境対策を効果的に実現することを目的とします。

**注意！ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新車登録したものが対象です。**  
**また、令和4年3月31日（木）までに購入し、支払完了している必要があります。**  
**注意！ 新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に申請してください。**  
**ただし、いずれの場合でも、令和4年3月31日（木）より後に申請はできません。**

\* 対象となる自動車と補助金額 \*

| 購入した車両 | A車両に対する補助 | B付帯設備への補助<br>(Aに上乗せ加算) |        | 最大補助額<br>(A+B) |
|--------|-----------|------------------------|--------|----------------|
|        |           | 充電設備（標準装備の場合は対象外）      | 上乗せ2万円 |                |
| PHV・EV | 上限15万円    |                        |        | 最大17万円         |
| FCV    | 上限15万円    |                        |        | 最大15万円         |

※算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て  
 ※充電設備の設置に要した費用（税抜）が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助  
 テスラ等、充電設備が標準装備の場合は対象外（工事費用のみの請求は対象外）

### 次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害に強い「次世代自動車」の普及を進めています。

#### 【次世代自動車とは】

プラグインハイブリッド車（PHV）や電気自動車（EV）、燃料電気自動車（FCV）と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。

#### 【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。



AC1500Wを超えない範囲で複数の機器を同時に使用できます。



このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として進めています。次世代自動車の普及啓発事業と一緒に取り組んでくれるプロジェクトパートナー（事業者、団体、個人）を募集しています。

**補助金申請のポイント**

## 補助金申請の流れ 注意：必ず環境政策課補助金窓口で提出！

新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日<sup>※1</sup> から**2か月以内**<sup>※2</sup> に「交付申請兼実績報告」を行ってください。ただし、いずれの場合でも、令和4年3月31日より後に申請はできません。

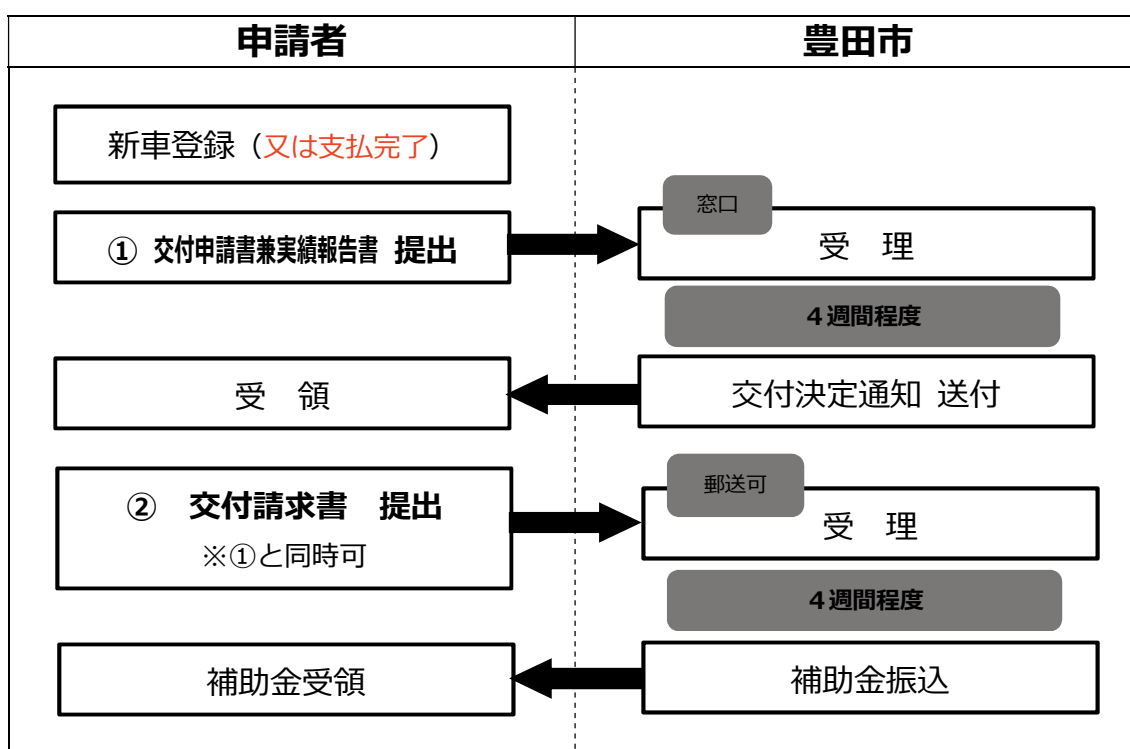
※1 分割払いで購入し領収書が発行されない場合は、分割払い契約日を支払完了日とする

※2 原則2か月後の同日。令和4年1月31日以降に登録・設置完了した場合は、令和4年3月31日までに支払完了及び申請書類の提出が必要。

(ただし、同日が閉庁日の場合は、その日以降最初に到来する開庁日を期限とする)

◎必ず、環境政策課補助金窓口（環境センター1階）に提出してください。

郵送や支所での受付は行っておりません。



補助金の申請の前に要チェック！！

補助対象者ですか？ 注意：補助金の交付は1事業者につき同一年度内5台までです！

以下全ての項目に当てはまる事業者が申請できます。

- 豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者で、補助金の申請日以前から事業の活動実態がある
- 豊田市税を滞納していない
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

## 補助対象の自動車ですか？

対象となる自動車は以下の通りです。

- プラグインハイブリット車（PHV）
- 電気自動車（EV）
- 燃料電池自動車（FCV）

また、以下の要件を満たしている必要があります。

- 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに購入、新車登録されたもの
- 市内での業務目的で、新車購入したもの（豊田ナンバーであること）

**※リースの場合は補助対象外です。**

## 提出書類

| 提出書類                                | 注意事項  | ✓ |
|-------------------------------------|---|---|
| ① 交付申請兼実績報告書<br>（事業者様式第1号）          | 申請日は新車登録日又は支払完了日（領収日）<br>のどちらか遅い方の日付から2か月以内<br><b>※令和4年4月1日以降の申請はできません。</b> |   |
| ② 自動車検査証の写し                         | 新規登録時のものであるか<br>所有者又は使用者の住所が豊田市の住所であるか                                      |   |
| ③ 領収書の写し                            | 申請者名と同一   |   |
| ④ 納品請求書等                            | 申請者名、車名、車両本体の購入価格が明記<br><b>※領収書に全て明記されている場合は省略可</b>                         |   |
| ⑤ 申請者の納税証明書                         | 滞納していないことを証明するもの<br>申請日より2か月以内  |   |
| ⑥ 豊田市発行の事業証明書                       | 申請日前から2か月以内に発行されているものか  |   |
| ⑦ 交付請求書 <sup>※1</sup><br>（事業者様式第7号） | 申請者の住所、電話番号は①と同一  |   |
| ⑧ 振込先口座の通帳の写し                       | 表紙の中、支店名と名義人フリガナが記載されているページ   |   |
| 充電設備を設置した場合                         |   |   |
| ⑨ 充電設備設置に係る領収書の写し                   | 請求書、納品書不可   |   |
| ⑩ 領収明細書（設備本体費、部品代、工事費）              | 見積書可、⑨に明記されている場合は省略可  |   |
| ⑪ 充電設備の写真                           | 設置状態が確認できるもの  |   |

※1 交付請求書も交付申請兼実績報告書と一緒に提出していただけます。

## MEMO

### お問合せ先

---

豊田市役所環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター 1 階）

〒471-8501 豊田市西町 3-60

電話：0565-41-7391 / FAX：0565-41-7392

Email：[ecolife@city.toyota.aichi.jp](mailto:ecolife@city.toyota.aichi.jp)

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時45分

（土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません）

